

令和3年8月13日

宮津与謝クリーンセンターの焼却炉運転の当面 (再)停止について (ごみの搬入は継続します)

宮津与謝環境組合(宮津市・伊根町・与謝野町で構成)が設置・運営する「宮津与謝クリーンセンター」で、8月10日に下記のとおり、公害防止基準(焼却飛灰のダイオキシン類濃度)を超過する測定結果が判明しましたので、関係機関及び地元等への報告・協議を踏まえ、8月13日に焼却炉の運転を停止しました。

また、最終処分場へ埋立処理する「焼却飛灰」の搬出は、8月10日から停止し、当面、施設内で保管するため、当施設周辺環境への影響はありませんが、市町の最終処分場の周辺環境影響調査を行います。なお、ごみの搬入は通常どおり継続しています。

施設の場所

宮津与謝クリーンセンター(宮津市字須津32番地)
(施設運営事業はタクマ・タクマテクノス特定運営共同企業体に長期運営委託)

測定結果の判明日と経緯

令和3年8月10日(火)
上記運営事業者が自主的に専門機関(株島津テクノリサーチ)に測定・分析を委託し、当組合へ速報値として報告

測定結果(公害防止基準値超過)の内容

公害防止項目	試料の採取場所	測定結果	公害防止基準値	単位
ダイオキシン類	焼却炉 飛灰	3.3	3.0	ナノグラム-TEQ/g

※今回の測定結果は、7月28日に試料採取した測定結果です。

※本施設の公害防止基準超過事象は、本年2月16日判明(排ガス・飛灰)に続き2回目ですが、今回、排ガスの測定値は基準値を下回っています。

今後の当組合の対応

運営委託事業者のタクマ・タクマテクノス特定運営共同企業体及び関係機関等と連携し、運転再開に向け原因究明、改善対策に努めます。

お問い合わせ先

宮津与謝環境組合事務局

TEL: 0772-46-2111